

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

「イチオシ」の5S活動を表彰

全員参画する風土広がる

IHI相馬第二工場

特集Ⅱ

新入社員のための安全衛生教育 下

労務安全監査センター 代表理事 東内一明

ニュース

建設業 安全経費の確保で新法

厚労省・国交省 年300人超える死亡災害受け

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2278

2017

3 / 15

■ 災害のあらまし ■

ガス会社に勤務するK（現場監督）が、ガス管の入れ替え工事現場で作業をみていたところ、ガス管をバケットに吊り下げた小型掘削機が埋め戻した土にめり込み、地面が崩れてKの側にバケットが倒れ込み、Kの背中、右下腿部に接触し負傷した。

直ちにA病院に搬送され腰椎圧迫骨折、右足下腿骨折の診断を受けたが、緊急手術の必要があり、B病院に転送され、転送先の初診では、排尿障害、呼吸障害も追加され、脊髄障害による緊急手術が行われた。その後入院4日目に呼吸障害が悪化し、様態が急変したため、再度緊急手術を実施。以後入院加療し、一時は車いすにも乗れるほどになり、リハビリに専念するためC病院に転院したが、2カ月後、腹痛を訴え、術後MRSA腸炎、腎不全を併発し、原負傷後4カ月目に急性腎不全で死亡した。

■ 判断 ■

当初、労働基準監督署は、労災原傷病である第一腰椎圧迫骨折などの間に医学的な相当因果関係は認められないとして業務外の判断を下した。このため、遺族側が審査請求を行った。審査官が遺族側のMRSA感染症関連通達などを踏まえた意見書から、労基署の不支給決定を取り消されるべきとして業務上災害との判断を下した。

■ 解説 ■

労災と認定されるためには、その災害が業務に起因したものであるかどうか（業務起因性）、業務遂行中に発生したものであるかどうか（業務遂行性）の2つの要件が必要となる。今回の事件では業務遂行性について争いはなく、業務起因性が争点となった。労基署

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 宮崎会
社会保険労務士法人 パートナー

代表社員 熱田 潮

第239回

は原傷病である第一腰椎圧迫骨折などとMRSA腸炎、急性腎不全とは医学的に相当因果関係はないとして業務外として不支給決定をしたが、遺族は労災事故（腰椎圧迫骨折など）に遭わなければ、Kは死に至ることはなかったはず、だとすればKの死亡は労災による死亡であるはずだとして、詳細な病状および治療の経過記録、医学データを集め、綿密な調査を行い、審査請求意見書を提出した。

意見書では脊髄損傷と右大腿部骨折という強力な打撲を被ったことが、内臓諸器官の疾病を招く原因になったもので、筋肉を著しく強く打撲することによって腎臓機能が低下し、腎不全を引き起こすという、いわゆる「クラッシュ症候群」によって死に至ったもので業務上の災害であり、労基署の決定を取り消すべきと主張した。

その後、遺族は調査活動の中で「MRSA症に係る労災保険における取扱い」（平5・10・29基発第619号）という通達をみつけ出した。内容は以下の通りであった。

（イ）労災患者の場合

労災患者のMRSA感染症で、次の要件をすべて満たすものについては、原則として、業務に起因するものと判断される。

a、当該労災患者が療養を行っている医療機関において、MRSAに感染していることが確認された入院患者など（当該労災患者などを含む）がみられること。

b、感染症が認められる部位（当該労災患者が療養を行う原因となった傷病の部位以外の部位を含む）からMRSAが検出されていること。

c、当該労災患者が療養を行っている医療機関以外において感染したものでないこと。

これに基づいて遺族は補充意見書を提出



した。

C病院の主治医から次の証言が得られたとして認定基準（基発第619号）に合致するので、認定すべきと主張した。

①被災者が療養中の当病院にMRSAの患者がいた。

②被災者の大腿部、背中の傷口にもMRSA感染がみられた。

③被災者はC病院にてMRSAに感染したものと考えられる。

審査官は死亡原因である急性腎不全と外傷（脊椎損傷）との間に医学的因果関係は認められないとしたが、MRSA感染症については第619号通達が示す、業務起因性の要件を満たすとして労基署の決定を取り消し、労災認定した。

一見併発疾病と原傷病と無関係にみえても、業務上負傷と、これに併発した疾病との間に医学的経験則に照らし妥当と認められる者については原傷病と一体のものとして、業務上の疾病として取り扱うべきものとされており、今回の基発第619号とともに基発第616号「せき髄損傷に併発した疾病の取り扱いについて」にも留意しながら総合的に判断すべきと考える。

◇SRアップ21：www.srup21.or.jp